

I はじめに

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、責務や役割、基本的な方針策定並びに対策の基本となる事項を定め、対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童の尊厳を保持するとともに、児童が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくっていかなければならない。

2 基本理念

- (1) いじめの芽はどの児童にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようする。
 - (2) 全ての児童がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。
 - (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服する。
- (留意点)
- ① いじめを受けた児童にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
 - ② けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせる。

II いじめの定義等

1 いじめの定義

いじめとは、児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの理解

- (1) いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応することが必要である。
- (2) 本人が気付いていない中（インターネットを含む）で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様の対応が必要である。
- (3) 多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事案を踏まえ、対応することが必要である。
- (4) 児童の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合がある。
- (5) 事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも大切である。
(ただし、この場合も斜里小学校いじめ防止対策委員会で情報を共有し、対応することが必要。)
- (6) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断する。
- (7) 「発達障がいを含む障がいのある児童」等、学校として配慮が必要な児童について、保護者との連携、周囲の児童に対する組織的な指導が必要である。

3 いじめの要因

- (1) 児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こり得る。
- (2) 大人の振る舞いを反映した問題とつながっていて、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。
- (3) 「加害者」と「被害者」だけではなく、「観衆」と「傍観者」の存在も問題である。
- (4) 学習（一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり）や人間関係（児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくり）が十分でなければ、過度なストレスとなり、起こり得る。
- (5) 児童が互いの違いを認め合うことができなければ、起こり得る。

4 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がありますが、必要に応じ、事情も勘案して判断するものとする。（いじめの解消の見極めは、斜里小学校いじめ防止対策委員会を活用し、外部機関などを含めた集団で判断する。）

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

5 関係者の責務や役割

(1) 学校及び教職員の責務

- 学校は、児童のささいな変化・兆候にも注意し、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めなければならない。
- 教職員は、いじめを発見した場合は、斜里小学校いじめ防止対策委員会に報告し、組織的な対応につなげるとともに、被害児童を徹底して守り通さなければならない。
- 教職員は、自らの不適切な言動等によりいじめを助長することのないようにしなければならない。

(2) 保護者の責務

- 家庭は、児童にとって温かい愛情に包まれた場所として、心のよりどころであるとともに、児童の教育に関して第一義的責任を有している。
- 保護者は、児童がいじめを受けている場合には、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情を十分に理解し、対応することが望まれる。
- 北海道、斜里町、学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めること。

(3) 地域・各機関の役割

- 地域は子どもたちにとって異世代間の交流や社会体験活動等に取り組むことができる場として、発達段階に応じた健やかな成長・発達に欠かせない役割を有している。
- 児童がいじめを受けていると感じた場合などには、学校や保護者、関係機関等の関係団体に相談や連絡をするなどして、児童の抱える問題の解決に努めることが望まれる。

Ⅲ いじめ防止基本方針

- 1 本校の実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めます。
- 2 いじめ防止基本方針を策定するにあたっては、方針を検討する段階から保護者や地域住民の参画を得るとともに、児童の意見を取り入れるよう努めます。
- 3 いじめ防止基本方針を定めたときは、保護者や地域住民の理解と協力を得るため、遅滞なく公表します。
- 4 より実効性の高い取組を実施するため、いじめ防止基本方針を定期的に点検及び評価し、必要に応じて見直します。

IV 基本的な取組

1 いじめ防止のための取組（未然防止）

- (1)学校の教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない」ことの理解
 - 学級、児童会・各種委員会等の活動
- (2)児童の豊かな情操を育む取組
 - 体験活動の充実 ○読書活動の推進
- (3)児童の道徳心、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組
 - 特別の教科道徳の充実 ○人権教育の取組
- (4)全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの取組
 - 学級経営の充実（互いを認め励ます学級づくり） ○学年・学校行事の実施
- (5)地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発の充実を図る取組
 - 学校・学級だよりの発行 ○参観日～全体懇談・学年懇談・個人懇談
 - PTA 安全・安心見守り活動 ○学校運営協議会との連携
- (6)職員研修
 - 学級経営交流会 ○生徒指導交流会 ○研修（教育相談の方法、体罰、いじめ等）

2 早期発見のあり方

- (1)定期的なアンケート調査（年間2回）
 - 実施月～5月、10月 ○実施内容～いじめの有無等
- (2)教育相談の実施
 - 実施日～随時 ○相談内容～児童の悩み、相談事
 - ※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー又はスクールカウンセラーを活用
- (3)PTA 安全・安心見守り活動
 - 実施時間～児童の下校時
 - 実施方法・時期～PTA 協力員（6月・7月・9月・10月・11月・12月）
- (4)情報モラル教育の推進
 - 情報社会の倫理 ○法の理解と遵守 ○安全への知恵 ○ネット・スマホ教室
 - 情報セキュリティー ○公共的なネットワーク社会の構築
- (5)ネットパトロールの実施
 - 担当教諭によるパトロール（生徒指導係） ○随時パトロール（職員室でのパトロール）
- (6)電話相談窓口の周知等
 - いじめそうだんでんわカード（0120-3882-56）の配付
 - 子どものいじめに関する相談窓口（0120-3882-86）
 - オホーツク教育局教育相談電話（0152-44-7262）
 - メール相談（doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp）
 - おなやみポスト

3 早期対応のあり方（いじめに対する措置）

- (1)基本的な考え方
 - 発見・通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応
 - 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導
 - 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携
- (2)状況の把握
 - いじめの事実の通報 ○生徒指導委員会でいじめの事実を正確に把握

- 事実に基づく学校の対応方針等の確認と共通理解
- (3)いじめを受けた児童・保護者への対応
 - 家庭訪問・個人面談(事実、対応方針、謝罪、理解、協力)
 - スクールソーシャルワーカー又はスクールカウンセラー面談(心のケア)
- (4)いじめた児童・保護者への対応
 - 家庭訪問・個人面談(事実、指導方針、気づき、反省、協力)
- (5)学級全体への対応
 - いじめ～つらさ、傍観～気づき ○児童、保護者(事実、協力)
- (6)教室環境づくり
 - いじめを受けた児童が安心して学習できる環境づくり
- (7)校長及び教員による適切な措置
 - 学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加える
- (8)関係機関との連携
 - 警察・児童相談所との連携、通報 ○斜里町青少年健全育成町民総ぐるみ運動推進協議会
- (9)斜里町教育委員会への報告
 - 概要の報告、対応策等への指導・助言

4 インターネットを通じたいじめの対応

- (1)情報モラル教育の推進(再掲)
- (2)保護者への啓発と家庭・地域との連携
 - サイト、SNS、携帯メール、ゲーム(オンライン・通信機能)
- (3)対応マニュアルの活用
 - ネットパトロール、削除要請、警察署への通報、関係機関との連携

V いじめ防止等の対策のための組織

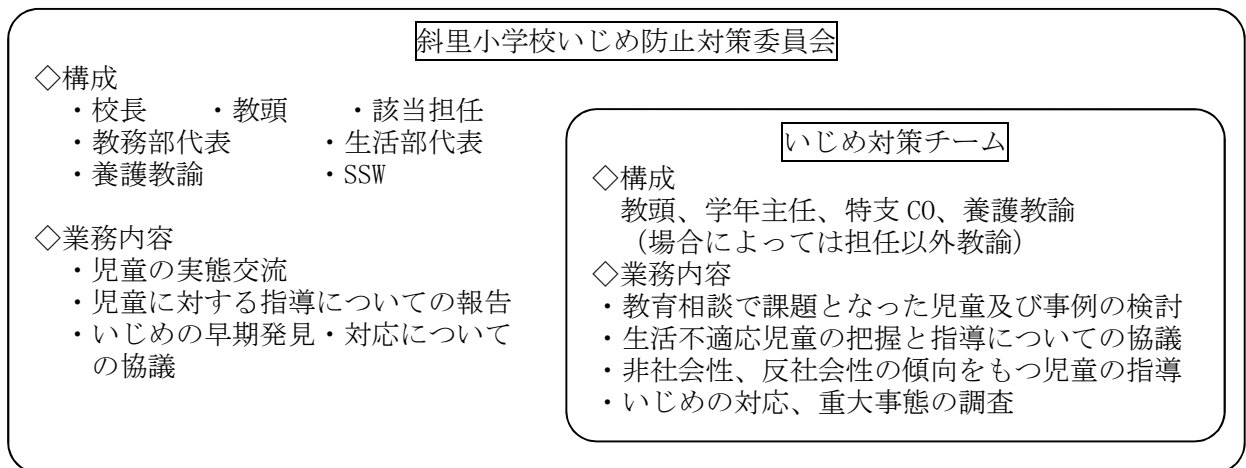
1 校内組織

- (1)斜里小学校いじめ防止対策委員会
 - ア) 構成
 - 校長、教頭、該当担任、支援部、教務部代表、生活部代表、養護教諭
スクールソーシャルワーカー
 - イ) 業務内容
 - ・児童の実態交流 ・児童に対する指導についての報告
 - ・いじめの早期発見・対応についての協議 ・いじめ対処プランを作成して、対応策を検討
 - ウ) 会議時期 6月及び10月
 - エ) その他
 - ・PTA役員については、いじめ対策委員会の内容を報告し、必要に応じて出席を要請する。
- (2)いじめ対策チーム
 - ア) 構成
 - 教頭、学年主任、支援部、養護教諭
 - イ) 業務内容
 - ・教育相談で課題となった児童及び事例の検討
 - ・生活不適應児童の把握と指導についての協議

(場合によっては担任以外教諭にも参加を要請する。)

- ・非社会性、反社会性の傾向をもつ児童の指導
- ・いじめの対応、重大事態の調査

ウ) 校内組織図



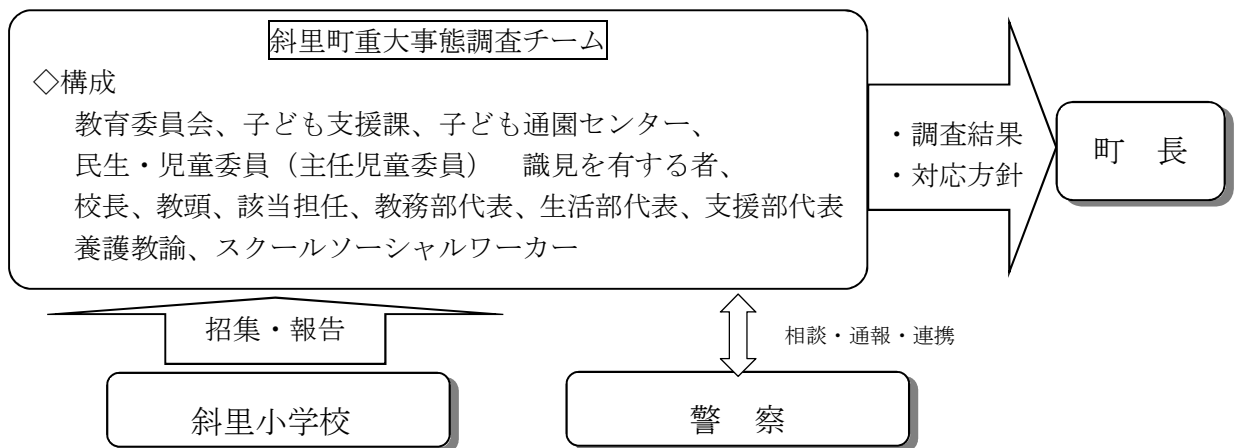
2 地域における連携組織

(1) 斜里町重大事態調査チーム

ア) 構成 教育委員会、子ども支援課、子ども通園センター、民生・児童委員（主任児童委員）
識見を有する者、校長、教頭、該当担任、教務部代表、生活部代表、養護教諭、
スクールソーシャルワーカー
(案件に応じて、調査に必要と思われる者を加える。)

イ) 内容 ○斜里町における児童生徒の重大事態の調査
○その他、必要な協議・交流

ウ) 構成組織図



VI 重大事態への対処

1 重大事態の発見と調査

学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態発生防止のため、速やかに、組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 情報の提供

学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその

保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 重大事態の意味

◇「いじめにより当該学校に在籍する」

○児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

◇「生命、心身又は財産に重大な被害」

○児童生徒が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

◇「相当の期間」

○年間30日を目安（不登校の定義を踏まえ）とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査する。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

4 重大事態の報告

学校は、斜里町教育委員会、斜里町重大事態調査チームを通じて斜里町長へ、事態発生について報告する。また、場合によっては警察へ相談・通報を行い、連携して対応する。

(1)調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校で重大事態が発生した場合には、直ちに斜里町教育委員会に報告する。

(2)調査を行うための組織

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を生徒指導委員会により行う。

(3)調査の実施

◇「事実関係を明確にする」

○重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか

○いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか

○学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係

◇いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

○いじめられた児童生徒から十分な聴き取り

○在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査

○事実関係の確認

○いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

◇いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

○当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取

○当該保護者に今後の調査について協議

○在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査

(4)調査結果の提供及び報告

◇いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

学校は、調査を行ったときは、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

◇調査結果の報告

調査結果については、斜里町長に報告する

Ⅶ いじめ防止基本方針の検証及び見直し

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、いじめ対策委員会において適宜検証（PDCA）を行い、必要に応じて見直しを行う。